

これだけは知っておきたい！

公益法人制度改革と法人会

シリーズ
第2回

今、川崎北法人会は公益社団法人移行に向けた準備を進めています。5回にわたり公益法人制度改革についてシリーズでお伝えします。

～ 公益認定法人となるためにはどうすればよいのか ～

■ 手続き的にいえば

- ①現在の公益法人はすべて、平成25年11月30日までに、新しい制度に則った組織に移行することが必要(それをしなければ、解散させられ、その公益法人が有する財産は国や他の公益法人に寄付することとなる)
- ②新しい制度に則った組織とするためには、総会決議による定款変更を行い、法令が要請する理事会等の機関設置や運営の取り決めを行うことが必要(ほぼ会社法と同レベルの要請がされている)
- ③新しい組織となった後も「公益事業を優先して行う」のであれば、行政庁(総理大臣または都道府県知事)の認定を受けて「公益法人●●法人会」となることが出来る。この場合には、上記②)の要請に加えて、どのように公益事業を行うか等、所要の要件をクリアすることが必要となる。
- ④現在の公益法人は、「一般法人」にとどまるのか、「公益法人」を目指すのかを決めそれぞれの場合に必要とされる申請手続きを行うことになる。
- ⑤申請先は、行政庁(総理大臣または都道府県知事)であり、申請内容が適正かどうかを判定し、認定等が行われる。また、その後においても行政庁の監督を受けることになる。

～ 公益認定法人となるためにはどんな要件が必要か ～

公益認定法人となるためには、「公益目的事業を主として行うこと」など、いくつかの要件をクリアすることが必要とされています。要件の中でも、「公益事業を50%以上行うこと」という要件があります。

■ 公益法人となるための要件

- ①公益目的事業(法律別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの)を主たる目的とすること
- ②公益目的事業比率が1/2以上であること
- ③過大な遊休財産を持たないこと
- ④役員報酬の支給基準を定め公表すること(法人会は専務理事が該当)
- ⑤理事会、監事の設置等。その他適正な運営を担保するための諸要件を満たすこと等
(ご参考) ・「一般法人」は、設立登記すれば誰でも設立できる法人(一定の要件はあるが)。公益活動に囚われることなく、「同窓会的な運営も可能であり、差別化が困難。
・「一般法人」には「公益法人」に与えられる税の優遇はない。